

あなたらしい生活を応援する、相談支援専門員です！

計画相談支援・障がい児相談支援

利用について

家族と離れて
暮らしてみたい

ヘルパーさん
に来てほしい

仕事のこと
生活のこと
相談する
人がいない

子どもの福祉
サービスのこと
相談したいな

丹波篠山市 相談支援事業所一覧（対象者）

○丹南精明園相談支援事業所（成人）

〒669-2221 丹波篠山市中野 38-4 TEL:556-8333 FAX:590-1002

○相談支援事業所「スタート」（成人・児童）

〒669-2314 丹波篠山市東沢田 240-1 TEL:554-2073 FAX:554-1165

○それいゆ地域支援相談室（成人・児童）

〒669-2355 丹波篠山市大野 281 TEL:552-0710 FAX:552-2864

○丹波篠山市社会福祉協議会相談支援事業所（成人・児童）

〒669-2205 丹波篠山市網掛 301 TEL:590-1113 FAX:590-1881

○福祉サービス事業所とんとん（成人・児童）

〒669-2201 丹波篠山市東古佐 211-5 TEL:594-3131 FAX:594-3003

○医療法人社団みどり会ささやま居宅介護支援事業所（成人・児童）

〒669-2321 丹波篠山市黒岡 36 TEL:552-3519 FAX:552-6843

○ゆとりの家（成人・児童）

〒669-2231 丹波篠山市乾新町 63-1 TEL:594-5001 FAX:594-5002

※「丹波篠山市内の障害福祉サービス事業所一覧」はこちらをご覧ください⇒



・相談支援専門員は
買い物や金銭管理、車に乗せることなどは
できませんが、一緒に考えていきますの
で、ご相談下さい。

「リーフレットのお問合せ先」
丹波篠山市社会福祉課 障がい福祉係
〒669-2397
丹波篠山市北新町 41 番地
丹波篠山市役所第 2 庁舎 1 階
TEL: 079-552-7102
FAX: 079-554-2332

発行元：丹波篠山市地域自立支援協議会相談支援部会

障がい福祉サービスを利用したい時は、相談支援専門員が必要です

相談支援専門員とは？

障がいのある人の生活や活動をサポートする「サービス等利用計画」を作成するお手伝いをします。計画を作るときには、障がいのある人の思いや希望する暮らしを大切にして、一緒に考えていきます。

本人に関わる関係機関との調整や、計画通りにサービスが利用できているかの確認をします。また、必要であれば計画の見直しをおこないます。

利用のながれ

～相談支援専門員との連携～ その人らしい暮らしをかなえられるよう、みんなで一緒に考えましょう！

1

相談

2 市役所で申請

(相談先)

丹波篠山市役所社会福祉課障がい福祉係

TEL : 079-552-7102

FAX : 079-554-2332

3 契約

※相談支援専門員との契約の時に、個人情報の取り扱いについて、同意をいただいています。

4

サービス等利用計画案の作成 (本人、家族への説明と同意)

5 サービスがきまる

支給決定されるとご本人に
受給者証がとどきます



6 支援者との顔合わせ (サービス担当者会議)

ご本人が希望するくらしの実現に向け、関係者と一緒に考えていく会議です。

※関係者とは

福祉サービス事業所、学校・園関係、医療機関、行政、地域の方など

8

サービス等利用計画の実施 (サービス利用開始)

7

サービス等利用計画の完成

9 利用状況の確認 (モニタリング)

モニタリングでは、計画通りにサービスが利用できているのかの確認をします。ご本人の心身や環境の変化に応じて、サービス計画の見直しを行います。その際に、サービス等利用計画と個別支援計画やサポートファイル等情報の連携が必要です。

